

米子市観光コンテンツ魅力向上支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、米子市補助金等交付規則（平成17年米子市規則第46号。以下「規則」という。）第5条第2項の規定に基づき、米子市観光コンテンツ魅力向上支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、新たな観光コンテンツの造成（観光コンテンツを企画し、及び制作するとともに、誘客を見据えた取組を実施することをいう。第5条第1項第1号において同じ。）をし、又は既存の観光コンテンツについてその魅力を向上させる事業を行う市内の事業者を支援することにより、本市の観光地としての魅力を高めて観光客の増加を図り、もって本市の観光振興及び経済の活性化に資することを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において「観光コンテンツ」とは、国内外からの観光客の集客が見込まれる体験型又は見学型のプログラム、ツアー等であって、本補助金の交付を受けて実施した事業が終了した後も、継続的に実施されることが見込まれるものをいう。

(補助対象事業者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、市内に店舗、事業所等を有する事業者であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 観光客に十分に対応することができる規模の事業を営んでいること。
- (2) 観光コンテンツの提供について、次に掲げる要件に該当すること。
 - ア 観光コンテンツを継続して提供する事業計画（単年度限りの取組を除く。）を有すること。
 - イ インバウンド観光客に対応することができる環境を備えること（本補助金を用いて整備する場合を含む。）。
- (3) 市が実施する観光客の来訪状況等に係る調査に協力すること。

2 前項の規定にかかわらず、市税等（米子市市税等の滞納者に対する行政サービスの利用制限措置に関する要綱（平成18年4月1日施行）第2条に規定する市税等をいう。）を滞納している者は、本補助金の交付の対象としない。

(補助対象事業)

第5条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、観光誘客を目的として行う次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 新たな観光コンテンツ（土産物を除く。）の造成をする事業
- (2) 既存の観光コンテンツ（土産物を除く。）について、その魅力を向上させるための事業
- (3) 外国語で表記した案内板、看板等の整備
- (4) 翻訳機器等（翻訳アプリを含む。）の整備
- (5) 補助対象事業者が運営するインターネットサイト又は補助対象事業者が利用するSNS、Googleビジネスプロフィール、予約サイトその他の外部サービス等に係る外国語の表記の追加
- (6) 前各号に掲げるもののほか、当該観光コンテンツの魅力の長期的な向上に資する事業として市長が認めたもの

2 補助対象事業者は、補助対象事業の実施に当たっては、米子市中小企業振興条例（令和2年米子市条例第12号）の趣旨を踏まえ、市内の中小企業者等（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者に該当するもの及び同条第5項に規定する小規模企業者をいう。以下この項において同じ。）への発注に努めなければならない。ただし、やむを得ない理由により市内の中小企業者等への発注が困難であると市長が認めた場合については、この限りでない。

(補助対象経費)

第6条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 消耗品費
- (2) 印刷製本費
- (3) 修繕料
- (4) 広告料

- (5) 手数料
 - (6) 筆耕翻訳料
 - (7) 委託料
 - (8) 工事請負費
 - (9) 備品購入費
- (補助金の額)

第7条 本補助金の額は、補助対象経費の額（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）の合計額に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てて得た額とし、20万円を上限とする。）を限度として、予算の範囲内で市長が定めるものとする。

(補助金の交付等)

第8条 本補助金の交付の決定を受けることができる回数は、一の補助対象事業者につき、1回に限るものとする。

2 補助対象事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を本補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

3 市長は、補助対象事業者が正当な理由なくこの要綱に定める事項を遵守せず、又は法令等に違反する行為をしたと認めるときは、本補助金の交付の決定を取り消すものとし、既に本補助金が支払われているときは、当該補助対象事業者は、これを返還しなければならない。

4 前条の規定による本補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、その交付を受けて実施する補助対象事業に係る補助対象経費について、国、県又は本市以外の市区町村その他の団体から本補助金以外の補助金、助成金その他の金銭的な助成を受けてはならない。

(交付申請)

第9条 本補助金の交付の申請をしようとする者は、令和8年12月25日までに、補助金交付申請書（別記様式第1号）に米子市観光コンテンツ魅力向上支援事業実施計画書・収支予算書（別記様式第2号）その他市長が必要と認める書類を添付して、これらを市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を確認の上、本補助金を交付するか否かを決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による確認の結果、同項の申請の内容が適当であると認めるときは、本補助金の交付の決定をするものとし、当該申請をした者に対し、規則第9条第1項に規定する補助金等交付決定通知書によりその旨を通知するものとする。

(実績報告等)

第11条 前条の規定による本補助金の交付の決定を受けた補助対象事業者は、補助対象事業が完了したとき、又は規則第11条第1項の規定により補助対象事業の中止若しくは廃止の承認を受けたときは、当該補助対象事業が完了した日若しくは補助対象事業の中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過する日又は本補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の2月26日のいずれか早い日までに、規則第18条第1項に規定する補助事業等実績報告書に米子市観光コンテンツ魅力向上支援事業実績報告書・収支決算書（別記様式第2号）その他市長が必要と認める書類を添付して、これらを市長に提出しなければならない。

(補助金の支払)

第12条 補助対象事業者への本補助金の支払は、規則第19条第1項の規定により確定した額をもって行うものとする。

附 則

この要綱は、令和7年5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年9月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年11月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和８年７月１３日から施行する。